

総行行第 287 号
総基事第 122 号
令和 6 年 7 月 1 日

各都道府県担当部局長 殿
(財産管理担当課、市区町村担当課扱い)

各指定都市担当部局長 殿
(財産管理担当課扱い)

総務省自治行政局行政課長
(公 印 省 略)

総務省総合通信基盤局事業政策課長
(公 印 省 略)

行政財産の目的外使用許可における許可期間について

行政財産は、公用又は公共用に供する財産であることから、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 1 項において私権の設定が制限されていますが、同法第 238 条の 4 第 7 項において、当該財産の用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができることとされています。

この許可期間については、「行政財産の目的外使用許可について」（平成 25 年 6 月 26 日付総務省自治行政局行政課長通知）において通知しているとおり、原則、将来当該財産を本来の目的に使用したとき、直ちに原状回復又は使用関係の是正が困難となり、ひいては行政財産の本来の用途又は目的を妨げる結果ともなるような長期継続的使用の許可ができないものですが、行政財産の構造や耐震性、耐用年数等態様上の問題がなく、かつ、将来にわたって行政財産を公用又は公共用に使用する予定がない等の場合には、適切な期間設定による長期継続的使用の許可をすることも可能であり、どのような場合にどのような期間を設定できるかについては、具体的事例により個別的に判断

することとされています。

このため、例えば、屋外用通信基地局を設置するため行政財産の使用を許可することについても、上記のとおり、行政財産の構造や耐震性、耐用年数等態様上の問題がなく、かつ、将来にわたって行政財産を公用又は公共用に使用する予定がない等の場合には、適切な期間設定による長期継続的使用の許可をすることが可能であると考えられます。

貴職におかれては、行政財産の目的外使用許可が適切に運用されるよう、十分留意いただくとともに、貴都道府県内の指定都市を除く市町村に対してもこの旨周知をお願いします。

なお、本通知は、同法第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

総行行第107号
平成25年6月26日

各都道府県総務部長 殿
(財産管理担当課・市町村担当課扱い)

各指定都市総務局長 殿
(財産管理担当課扱い)

総務省自治行政局行政課長

行政財産の目的外使用許可について

行政財産は、公用又は公共用に供する財産であることから、地方自治法第238条の4（昭和22年法律第67号）第1項において私権の設定が制限されていますが、同法第238条の4第7項において、当該財産の用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができることとされております。

この許可期間については、将来当該財産を本来の目的に使用したとき、直ちに原状回復又は使用関係の是正が困難となり、ひいては行政財産の本来の用途又は目的を妨げる結果ともなるような長期継続的使用の許可ができないものである（昭和38年9月10日付自治事務次官通知）とされていますが、どのような場合が、用途又は目的を妨げない限度であるかは、具体的事例により個別に判断することとされています（同通知）。

このことを踏まえ、太陽光発電用のソーラーパネルを設置するため行政財産である庁舎等の屋根の使用を許可することについては、建物の構造や耐震性、耐用年数等態様上の問題がなく、将来にわたって屋根を公用又は公共用に使用する予定がない場合には、適切な期間設定による長期継続的使用の許可をすることも可能であると考えられます。これは行政財産の本来の用途又は目的が阻害されない限り、行政財産の効率的利用の見地から、その用途又は目的以外の使用を認めることとした制度の趣旨に沿うものです。

貴職におかれては、行政財産の目的外使用許可が適切に運用されるよう、十分留意いただくとともに、貴都道府県内の指定都市を除く市町村に対してもこの旨周知をお願いします。

なお、本通知は、同法第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

<参照条文>

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

（行政財産の管理及び処分）

第二百三十八条の四 行政財産は、次項から第四項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

2～6 （略）

7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

8 前項の規定による許可を受けてする行政財産の使用については、借地借家法（平成三年法律第九十号）の規定は、これを適用しない。

9 第七項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。